

SPLATS API 利用規約

「SPLATS API 利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、株式会社熊平製作所（以下「甲」といいます。）が提供するクラウド型セキュリティシステム「SPLATS」（第3条にて定義、以下「本サービス」といいます。）のAPI（以下「本API」といいます。）の利用条件及びその他の基本事項を定めたものです。本APIを利用する方（以下「乙」といいます。）は、甲が指定する申込書において本規約に同意する旨を表示し、甲がその申込を承諾することにより、本規約に同意したものとみなされます。

第1条（目的）

乙は、本規約の条件に基づき、甲が提供する本APIを利用して、乙提供サービスの運用、開発、または乙提供サービスを通じて乙提供サービス利用者にサービス機能やデータを提供するための利用許諾を受けるものとします。

第2条（適用）

1. 本規約は、本APIの利用に関する甲乙間の一切の關係に適用されるものとします。
2. 本規約は、当社の SPLATS Developers Site (URL : <https://developers.splats.jp/> 以下「開発者用サイト」といいます。)に掲載し、開発者用サイト上に掲示される本API利用に関する技術仕様（以下「技術仕様」といいます。）も本規約の一部を構成するものとします。
3. 本APIの機能、料金体系及び支払条件、サポートの内容等については、本規約の別紙に定めるものとし、別紙は開発者用サイト上には掲載せず、乙に対して個別に提供するものとします。
4. 本規約と技術仕様の中に矛盾が生じた場合、本規約が優先して適用されます。ただし、技術仕様において特に異なる定めがある場合、その定めが優先されるものとします。

第3条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、以下の各号に定める通りとします。

- (1) 「本サービス」とは、クラウド型セキュリティシステム SPLATSをいいます。
- (2) 「本API」とは、本サービスが保持している情報を他のシステムに受け渡す機能を有するアプリケーション・プログラミング・インターフェースをいいます。また、本APIは、他のシステムから本サービスに情報を追加、変更、削除する機能も含まれます。
- (3) 「通常版API」とは、甲が乙に対して無償で提供するものであり、データ連携に必要な最小限の機能及び基本的なサポートを含む本APIをいいます。なお、その主な機能の内容は、本規約の別紙に定めるものとします。
- (4) 「拡張版API」とは、甲が乙に対して有償で提供するものであり、データ連携に加え、拡張機能を利用可能とする本APIをいいます。なお、その主な機能の内容は、本規約の別紙に定めるものとします。
- (5) 「開発ライセンス」とは、拡張版APIの利用にあたり、開発環境において拡張機能

- を利用するために必要となるライセンスをいいます。
- (6) 「本番ライセンス」とは、本番環境で拡張機能を利用するために必要なライセンスをいいます。
 - (7) 「開発環境」とは、システムの設計、開発、テスト等を目的として構築・運用される環境をいいます。詳細は、本規約の別紙に定めるものとします。
 - (8) 「本番環境」とは、実際のサービス提供や業務運用を目的として構築・運用される環境をいいます。詳細は、本規約の別紙に定めるものとします。
 - (9) 「乙提供サービス」とは、乙が乙提供サービス利用者に提供する、本APIを利用したアプリケーション、サービス、またはシステムの運営をいいます。
 - (10) 「乙提供サービス利用者」とは、乙提供サービスを利用することに同意した個人又は法人をいいます。
 - (11) 「本件情報」とは、本サービスに保管され、乙提供サービスとの間で本APIを用いて受け渡し、並びに追加、変更、削除される情報をいいます。本件情報には、ユーザーデータ、操作ログ情報、セキュリティ関連データ等が含まれますが、これらに限らないものとします。
 - (12) 「利用目的」とは、本件情報を乙提供サービスにてどのように利用するかを明確にしたものであり、乙が申込書に記載し、甲が承諾した内容を指します。
 - (13) 「利用範囲」とは、本API及び本件情報について、乙が利用目的を達成するために必要かつ合理的な範囲を指し、乙が申込書に記載し、甲が承諾した内容に基づくものとします。
 - (14) 「アクセストークン等」とは、甲が発行した本APIを利用するためのアクセストークン、アクセストークンを発行するためのID、暗証番号、ライセンスキーまたはこれらを含む認証情報全般をいい、本APIを利用するうえで乙を識別するために必要な情報をいいます。
 - (15) 「本サービス利用者」とは、甲が提供する本サービスを利用する個人または法人をいいます。これには、甲と直接契約を締結して本サービスを利用する者、及び乙が提供する乙提供サービスを通じて本サービスを利用する者を含みます。

第4条（利用許諾）

1. 乙は、本規約の条項に従い、乙提供サービスにて本APIを譲渡不能かつ非独占的に利用することができます。
2. 乙は、甲の事前の書面による承諾なしに、本規約上の地位及び本規約に基づく権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡、承継、貸与又は第三者のための担保に供することができません。
3. 甲と乙提供サービス利用者が、本APIを利用し本件情報を利用することに同意した場合、乙は、当該乙提供サービス利用者に係る本件情報を取得するものとします。
4. 乙は、利用目的及び利用範囲の範囲内で、本API及び本件情報を利用することができるものとし、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、甲の事前の書面による承諾がある場合、又は法令（例：裁判所の命令や政府機関の要求）に基づく場合、この限りではありません。
5. 乙が利用目的または利用範囲を変更する場合（例：本APIの利用対象を新たなサービスに

拡大する場合や、データ処理の範囲を変更する場合は、事前に甲の書面、電子メールその他甲が適当と認める方法による承諾を得る必要があります。

6. 乙が本APIの開発、運用、保守等を委託する目的で委託先に業務を委託する場合、当該委託先は本API及び本件情報を利用することができるものとします。この場合、乙は当該委託先に対し本条に定める義務を遵守させるものとし、委託先による本API及び本件情報の管理及び保管について一切の責任を負うものとします。

第5条（利用許諾の申込手続き）

1. 通常版API及び拡張版APIの申込手続きは以下の通りです。
通常版API：乙が甲所定の「SPLATS API利用申込書」を提出し、甲がその内容を承諾することで、通常版APIの利用が許諾されます。
拡張版API：乙が甲所定の「拡張版SPLATS API利用申込書」を提出し、甲がその内容を承諾することで、拡張版APIの利用が許諾されます。
2. 乙は、申込内容の変更を希望する場合、甲所定の方法により変更申込みを行うものとし、甲がこれを承諾したときに、当該変更が成立します。
3. 甲は、甲の基準に従って、乙による本APIの利用の可否を判断し、その結果を乙に通知します。この通知は、甲が当該結果を通知した時点で効力を生じるものとします。なお、電子メールにより通知を行う場合には、甲が送信エラーのない状態で送信した記録を保持していることをもって通知が完了したものとみなします。

第6条（アクセストークン等の管理）

1. 乙は、自己の責任において、アクセストークン等を適切に管理及び保管するものとし、これらを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。ただし、乙が本APIの開発、運用、保守等を委託する目的で、委託先にアクセストークン等を提供する場合はこの限りではありません。この場合、乙は当該委託先に対し、本条に定める義務を遵守させるものとし、委託先によるアクセストークン等の管理及び保管について乙が一切の責任を負うものとします。
2. 乙は、アクセストークン等の第三者への流出又は流出のおそれがあることが判明した場合には、直ちに甲にその旨を連絡するものとします。その場合、甲からの指示がある場合、乙はその指示に従うものとします。
3. 甲は、乙のアクセストークン等の第三者への流出又は流出のおそれがあることが判明し、緊急を要すると判断した場合には、乙に通知することなく、本サービスと乙提供サービスとの連携を停止できるものとします。
4. 前各項に規定する他、アクセストークン等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は乙が負うものとします。

第7条（変更、中断等）

1. 甲は、本APIのうち、乙提供サービスにて利用する本件情報に関する仕様の全部又は一部を乙に対して事前に（緊急やむを得ない場合は遅滞なく）通知することで変更することができるものとします。この場合において、乙は、当該変更に関し、甲に対して補償又は賠償を求めないものとします。

2. 甲は、本APIのうち、本件情報に関しない仕様の全部又は一部を乙に対する通知なくいつでも変更することができるものとします。
3. 甲は、事前に通知することなく、システムメンテナンス、通信回線の不具合等やむを得ない事情により本APIの提供を中断又は停止することができます。この場合、甲は中断又は停止後、可能な限り速やかに乙に通知し、かつ当該中断又は停止の影響を最小限に抑えるために、可能な代替手段の提供など合理的な努力を行うものとします。ただし、乙は、当該中断又は停止に関し、甲に対して補償又は賠償を求めないものとします。

第8条（料金及び支払い条件）

1. 乙は、拡張版APIの利用に対して、甲が別途定めた上で、乙に提示あるいは通知する料金を支払うものとします。
2. 乙は、甲が指定する方法（例：銀行振込、クレジットカード決済など）で、甲が指定する支払期日までに料金を支払うものとします。
3. 乙が支払期日を過ぎても料金を支払わない場合、甲は未払い料金に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで、年14.6%の遅延損害金を請求できるものとします。
なお、乙が支払いを遅延した場合、甲は拡張版APIの利用を一時的に停止することができるものとします。この場合、甲は事前に乙に対し通知を行うものとします。なお、乙が未払い料金を完済した場合、甲は速やかに拡張版APIの利用を再開するものとします。
4. 甲が料金を改定する場合、甲は乙に改定内容を、効力発生日の60日前までに書面、電子メール、又は本規約の別紙により通知し、通知後に乙が拡張版APIを利用した場合、改定後の料金の同意したものとみなされます。
5. 開発ライセンス及び本番ライセンスについては、乙の都合による途中解約の場合、既に支払われた料金の返金は一切行わないものとします。

第9条（禁止事項）

1. 乙は、本APIの利用にあたり、以下の各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはなりません。
 - (1)法令に違反する行為
 - (2)公序良俗に反する行為
 - (3)甲又は第三者の知的財産権等の一切の権利を侵害する行為
 - (4)本サービスの運営を妨害する行為
 - (5)本サービスのシステム、ネットワーク等に過度な負荷をかける行為
 - (6)本サービスのシステム、ネットワーク等への不正アクセス行為又は不正アクセスを試みる行為
 - (7)本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為（データを意図的に不正変更する行為など）
 - (8)本API、本サービスのシステム、ネットワーク等のリバースエンジニアリング、分析、分解、通信傍受等、本サービスに係る技術の解析行為
 - (9)本サービスに係る技術の改造行為
 - (10)利用目的または利用範囲を逸脱して本API及び本件情報を利用する行為
 - (11)乙が利用する権利を保有する本APIを第三者が利用する行為

- (1 2) 甲又は第三者に不利益や損害を与える行為
 - (1 3) その他、甲が合理的な理由に基づき、本サービスの運営や利用者の安全性、セキュリティ、信用性を損なうおそれがあると判断する行為
2. 甲は、乙の行為が前項各号に該当すると合理的に認めた場合、乙に対し、直ちに本APIの利用停止を求めること、又は、乙が利用中の本APIの利用を停止することにより、本サービスと乙提供サービスとの連携を停止できるものとします。

第10条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、相手方から本規約に関し開示される、図面、資料その他の技術情報、ノウハウ、営業情報、その他一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、秘密である旨の表示の有無にかかわらず、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとします。
2. 甲及び乙は、第三者に秘密情報が漏洩しないよう、善良なる管理者による注意義務をもって秘密情報を管理するものとします。
3. 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、相手方から開示された秘密情報の複製、複製、本目的以外の使用を行ってはならないものとします。
4. 甲及び乙は、相手方の書面による要求があった場合、相手方から開示された秘密情報及びその複製物、複製物の全てを、相手方の選択により遅滞なく返却又は廃棄するものとします。
5. 本規約における秘密情報に関する規定は、次に掲げるものについては適用されないものとします。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が所有していたことを立証し得るもの。
 - (2) 開示を受けた際、既に公知又は公用であったもの。
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらないで公知又は公用となったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの。
 - (5) 開示された秘密情報に基づくことなく、自己が独自に開発したもので、かかる事実が立証できるもの。
6. 甲及び乙が別途秘密保持契約書を締結した場合には、当該秘密保持契約の定めが本条に優先して適用されるものとします。

第11条（個人情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、個人情報保護法その他の法令を遵守しなければなりません。
2. 甲及び乙は、個人情報の管理について責任を有するものを定めものとします。
3. 乙は、本APIを用いて受け渡された本件情報に本サービス利用者の個人情報が含まれる場合、自己の責任及び費用を持って適切に管理するものとします（暗号化、アクセス制限、定期的な監査など）。なお、乙は、当該本サービス利用者から、当該個人情報の利用目的について事前の同意を得るものとし、利用目的以外の目的で当該個人情報を利用してならないものとします。
4. 乙は、本サービス利用者から直接又は甲を経由して当該本サービス利用者の個人情報の削除要請があった場合、当該本サービス利用者に関して甲から受け取った全ての個人情報を削除するものとします。

第12条（安全管理措置）

1. 甲は、本規約の遂行に関する安全管理措置を確認するうえで必要な限度において、乙に対して安全管理措置の実施状況の報告を要求でき、乙は、書面にて報告するものとします（セキュリティ事故発生時の対処状況、本APIの利用実績の報告など）。
2. 甲は、本規約の遂行に関する安全管理措置を確認するうえで必要な限度において、乙に対して監査を要求でき、乙は、正当な理由がない限り監査を受け入れるものとします。

第13条（知的財産権）

1. 本APIについての知的財産権（著作権、特許権、商標権その他の知的財産権を含むものとし、以下同じ。）は、甲に属し、乙は、本規約に定める場合を除き、いかなる権利も取得しないものとします。
2. 乙は、本APIに関連する知的財産権その他の権利を第三者に譲渡することはできないものとします。
3. 乙は、乙提供サービス又は乙提供サービスの宣伝広告等に甲の商標を使用する場合、甲の指示に従うものとします。
4. 乙は、甲が求める場合、乙提供サービスにおいて、本APIにより提供されたものであることを表示するものとします（甲のロゴマークを表示する、利用に関する文言を記載するなど）。

第14条（不可抗力による免責の一般条項）

本規約に基づく義務の履行遅滞又は履行不能が、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、地震、嵐その他の重大な自然現象、暴動、政府の行為若しくは命令、テロ行為、感染症の流行及び戦争等の不可抗力により生じた場合には、当該履行遅滞又は履行不能につき、甲又は乙は相手方に対し責任を負わないものとします。

第15条（非保証）

本規約に別途定めのある場合を除き、甲を通じて乙が利用できるすべての情報、サービスは、提供可能な限度で提供され、甲は、明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、いかなる種類の保証も行わないものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、自身及び関係者が以下に該当しないことを表明・保証します。
 - (1) 暴力団やその関係者、その他反社会的勢力に属さないこと。
 - (2) 反社会的勢力に資金や便宜を提供し、関与していないこと。
2. 乙は、反社会的勢力を利用して次の行為を行わないものとします。
 - (1) 詐欺や脅迫、暴力的行為。
 - (2) 相手方の名誉や信用を毀損する行為。
 - (3) 相手方の業務を妨害する行為。
 - (4) 上記に準ずる行為。
3. 乙が本条に違反した場合、甲は通知なしにサービス連携を停止し、損害賠償を請求できるものとします。連携停止により乙が被る損害について、甲は責任を負いません。

第17条（損害賠償）

1. 乙は、本規約のいずれかの事項に違反して甲に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
2. 本APIを利用することにより乙に損害が発生したとしても甲は何らの責任を負いません。

第18条（有効期間）

1. 本規約は、甲が乙の申込書を承諾した日から効力を生じます。
2. 本規約の有効期間は、乙が利用する通常版APIもしくは拡張版APIの有効期間に連動するものとし、乙が契約しているAPIの有効期間が満了し、かつ更新されなかった時点で、本規約も自動的に終了するものとします。
3. 各APIの有効期間及び更新については、次の通りとします。
 - (1)通常版API
申込を甲が承諾した日からその月の末日までの期間及びその翌月1日から起算して1年間とし、期間満了の30日前までに乙が甲に対し契約終了の旨を書面または電子メールで通知しない限り、同一条件でさらに1年間延長し、以後も同様とします。
 - (2)拡張版API
 - ①開発ライセンス
申込を甲が承諾した日からその月の末日までの期間及びその翌月1日から起算して1年間とし、契約の延長はありません。期間満了により自動的に終了します。
 - ②本番ライセンス
申込を甲が承諾した日からその月の末日までの期間及びその翌月1日から起算して1年間とし、期間満了の30日前までに乙が甲に対し契約終了の旨を書面または電子メールで通知しない限り、同一条件でさらに1年間延長し、以後も同様とします。
4. 前各項の規定にかかわらず、本規約が期間満了もしくは解約等により終了した後においても、第10条、第11条、第13条、第17条及び第25条の規定は有効に存続するものとします。

第19条（規約の解約）

甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合、本規約を即時解約し、本APIの利用を停止することができます。

- (1)本規約について重大な違反があった場合
- (2)支払い停止や不渡り、倒産処理手続の申立など、経済的信用が著しく損なわれた場合
- (3)営業許可の取消や停止など、監督官庁から処分を受けた場合
- (4)差押えや強制執行などの法的措置を受けた場合
- (5)合併以外の理由で解散した場合
- (6)第9条の禁止事項に違反した場合
- (7)公的機関の命令や重大な法令違反など、規約の継続が困難な事由が生じた場合

第20条（規約終了の措置）

1. 本規約が期間満了、解約又は解除により終了した場合、次の各号の定めに従うものとします。

(1)乙は、自己の占有又は管理下にある本API及びその派生物並びにこれらに関連する資料として甲乙間で合意した資料(これらの複製物を含む。)の全てを消去及び破棄するものとします。ただし、乙が開発したアプリケーション等並びに本件情報は、本項の対象とはなりません。

(2)本規約の終了時において、甲及び乙は、アクセストークン等を失効させ、又は接続を遮断する等、アクセストークン等を利用できないようにするための措置を講ずるべく、互いに必要な協力をするものとします。

2. 乙が前項の定めに従わなかったために乙に生じた損害又は損失等に関し、甲は何らの責任を負いません。

第21条(規約等の変更)

1. 甲は、必要と認めた場合、本規約及び技術仕様の内容を変更することができるものとします。
2. 甲は、本規約又は技術仕様を変更する場合、当該変更が乙に影響を及ぼすと認められるときは、変更内容及びその効力発生日を、乙に対して書面、電子メールその他甲が適当と認める方法により事前に通知します。
3. 乙が変更後に本APIを利用した場合、当該変更に同意したものとみなします。

第22条(分離可能性)

本規約のいずれかの規定又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、無効又は執行不能と判断された規約の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第23条(協議)

本規約に定めのない事項及び本規約の条項に疑義を生じた場合は、甲乙互いに誠意をもって協議の上、解決するものとします。

第24条(準拠法)

本規約の準拠法は日本法とします。

第25条(管轄裁判所)

本規約に起因し、又は関連する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)については、広島簡易裁判所又は広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。